

別記様式

随意契約結果書

| | |
|----------------------------|--|
| 物品等の名称及び数量 | 宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務 |
| 契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2 - 1 |
| 契約締結日 | 平成24年 4月 2日 |
| 契約の相手方の氏名及び住所 | (財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3 - 8 - 21 |
| 契約金額 (消費税及び地方消費税含む) | ¥1,784,076(税込み) |
| 予定価格 (消費税及び地方消費税含む) | ¥1,784,076(税込み) |
| 随意契約によることとした理由 | <p>本業務は、宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)に係る免許事務等を行う国土交通本省並びに各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局(11機関)及び全国47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。</p> <p>免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等の防止や免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査及び指導監督業務の適正化が図られるものであるが、その稼働処理にあたっては、きわめて公益性の高い行政事務の一部を分担するため、営利を目的としない中立公正な組織であって免許行政庁の強い監督下におかれる法人で、非常時の対応等、専門的知識を有する相当数の人員が確保できる相手と契約しなければならない。</p> <p>また、全ての免許行政庁が同一のシステムを活用する必要があることから、システムの管理・運営については、国土交通省(当時:建設業)と47都道府県との間での取り決めにより、上記法人を管理運営機関として特定しているものであり、現在まで安定的な河道が行われていることから、引き続き上記法人を唯一の契約相手方とせざるを得ないものである。</p> |
| 備 考 | 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 |

注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。